

セーフシティあつぎ推進条例
をここに公布する。

令和8年10月5日

厚木市長

山口貴裕

セーフシティあつぎ推進条例

(目的)

第1条 この条例は、セーフシティあつぎの推進に関する基本理念を定め、並びに市、市民及び関係団体等の役割等を明らかにするとともに、けが、交通事故、犯罪等の防止に必要な事項を定めることにより、もって市民が安心して安全に暮らすことができる地域社会（以下「安心・安全な地域社会」という。）の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) セーフシティあつぎ 市、市民及び関係団体等が一体となって、けが、交通事故、犯罪等を防止するための取組を連携して展開し、安心・安全な地域社会の実現を目指す活動の総称をいう。
- (2) 関係団体等 地域団体、事業者、教育機関、医療機関その他の安心・安全に関する活動を行う団体又は機関をいう。

(基本理念)

第3条 セーフシティあつぎは、市民協働の精神の下、客観的事実及び科学的根拠に基づく実効性のある取組を行うことにより推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、セーフシティあつぎの推進を図るため、次に掲げる責務を有する。

- (1) 地域の特性及び関係団体等の多様な知見をいかした取組を推進すること。
- (2) 安心・安全な地域社会の実現に資する情報の収集及び発信を行い、セーフシティあつぎに対する市民及び関係団体等の理解及び関心の向上を図ること。

(市民の役割)

第5条 市民は、セーフシティあつぎに対する理解を深めるとともに、その取組に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

2 市民は、日常生活において本人及び周囲の安全の確保に努めるものとする。

(関係団体等の役割)

第6条 関係団体等は、セーフシティあつぎの推進のための情報提供及び助言を行うことにより、地域の安心・安全の向上に寄与するよう努めるものとする。

2 関係団体等は、その専門性及び社会資源をいかし、それぞれの活動分野においてセーフシティあつぎの取組に協力するよう努めるものとする。

(セーフシティあつぎ推進基本計画)

第7条 市長は、セーフシティあつぎを総合的かつ計画的に実施するため、セー

フシティあつぎの推進に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(人材の育成)

第8条 市は、セーフシティあつぎの推進を図るため、セーフシティあつぎの推進を担う人材の育成に関する研修の実施その他必要な取組を行うものとする。

(市民及び関係団体等に対する支援)

第9条 市は、市民又は関係団体等が行うセーフシティあつぎの推進に資する自主的な活動の促進を図るため、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(推進組織)

第10条 市は、セーフシティあつぎの推進のために必要な組織を設けることができる。

(推進地区の指定)

第11条 市は、セーフシティあつぎを重点的に推進する地区を指定することができる。

(評価等)

第12条 市長は、5年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により評価した結果を公表するものとする。

(表彰)

第13条 市長は、セーフシティあつぎの推進に関し、顕著な功績があり、又は優良な取組を行った個人又は団体を表彰することができる。

2 前項の表彰は、顕著な功績又は優良な取組を賞揚し、それらを普及させることで、セーフシティあつぎの一層の発展に資することを目的として行うものとする。

(セーフシティあつぎ推進旬間)

第14条 市は、市民及び関係団体等の理解及び関心を高め、セーフシティあつぎを広く周知するため、毎年11月1日から同月10日までをセーフシティあつぎ推進旬間と定める。

2 市は、セーフシティあつぎ推進旬間において、市民及び関係団体等と協働し、地域の安心・安全のための活動を市内全域で展開するよう努めるものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 11 月 4 日から施行する。

(厚木市セーフコミュニティ推進条例の廃止)

2 厚木市セーフコミュニティ推進条例（平成 24 年厚木市条例第 18 号）は、
廃止する。

(厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 43 年厚木市条例第 16 号）の一部を次のように改める。

第 1 条中第 61 号を削り、第 62 号を第 61 号とし、第 63 号から第 100 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 2 条第 1 項中「第 99 号まで」を「第 98 号まで」に改め、同条第 2 項中「前条第 100 号」を「前条第 99 号」に改める。

第 3 条中「第 1 条第 100 号」を「第 1 条第 99 号」に改める。

第 5 条第 1 項中「第 100 号」を「第 99 号」に改める。

第 6 条第 1 項第 1 号中「第 99 号まで」を「第 98 号まで」に改める。

別表中 61 の項を削り、62 の項を 61 の項とし、63 の項から 99 の項までを 1 ずつ繰り上げる。

(厚木市部設置条例等の一部改正)

4 次に掲げる条例の規定中「セーフコミュニティ」を「セーフシティあつぎ」に改める。

(1) 厚木市部設置条例（昭和 47 年厚木市条例第 18 号）第 2 条第 6 号カ

(2) 厚木市自転車安全利用促進条例（平成 24 年厚木市条例第 27 号）第 1 条

(3) 厚木市こども育成条例（平成 24 年厚木市条例第 31 号）第 13 条第 2 項